

食料の持続的な供給に関する法制化について

～合理的な費用を考慮した価格形成に向けて～

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

2025年9月

関東農政局

経営・事業支援部食品企業課

目次

1 法制化の背景・経緯	1
2 合理的な費用を考慮した価格形成	11
3 令和8年度予算概算要求における関連予算	26

1 法制化の背景・経緯

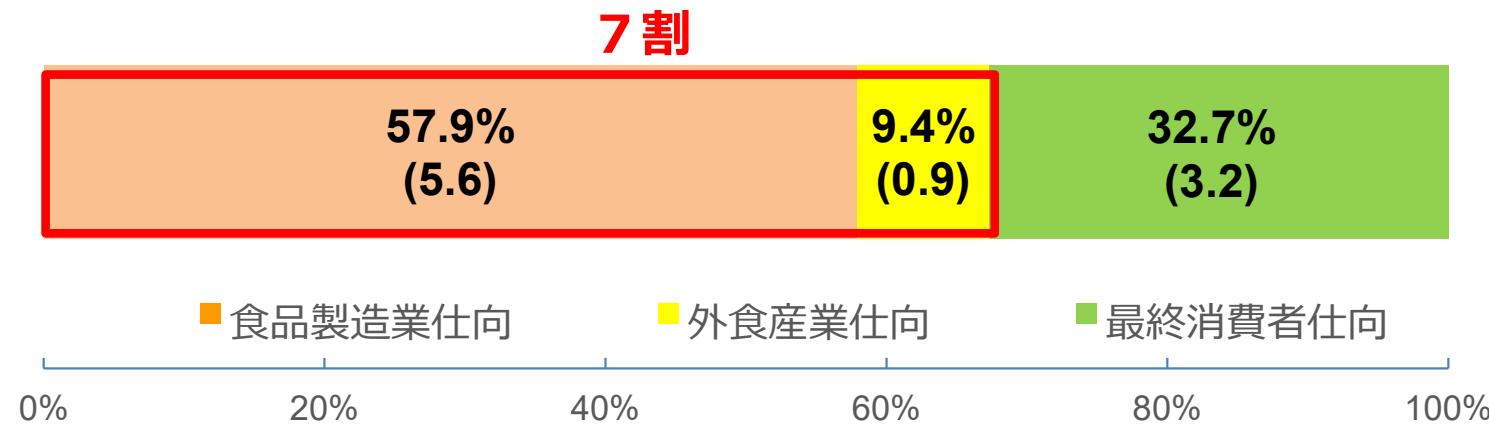


食料システムにおける食品産業の位置付け（国産農林水産物の仕向け先としての役割）

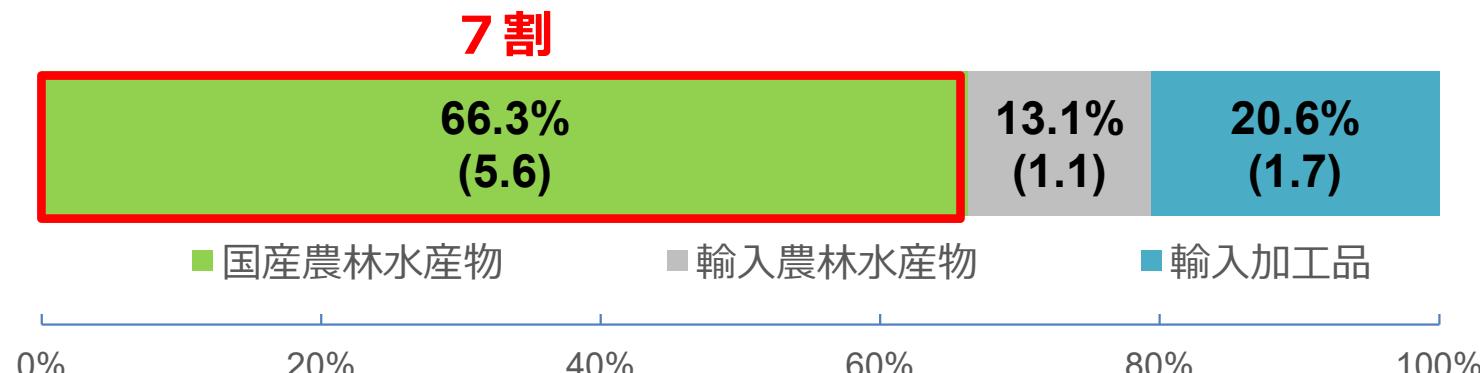


- 国産農林水産物の仕向先の約7割は、食品製造業・外食産業。
- 食品製造業における原材料（農林水産物・加工食品）のうち約7割は、国産農林水産物。

■ 国産農林水産物の用途別仕向割合（2015年）



■ 食品製造業の加工原材料調達割合（2015年）



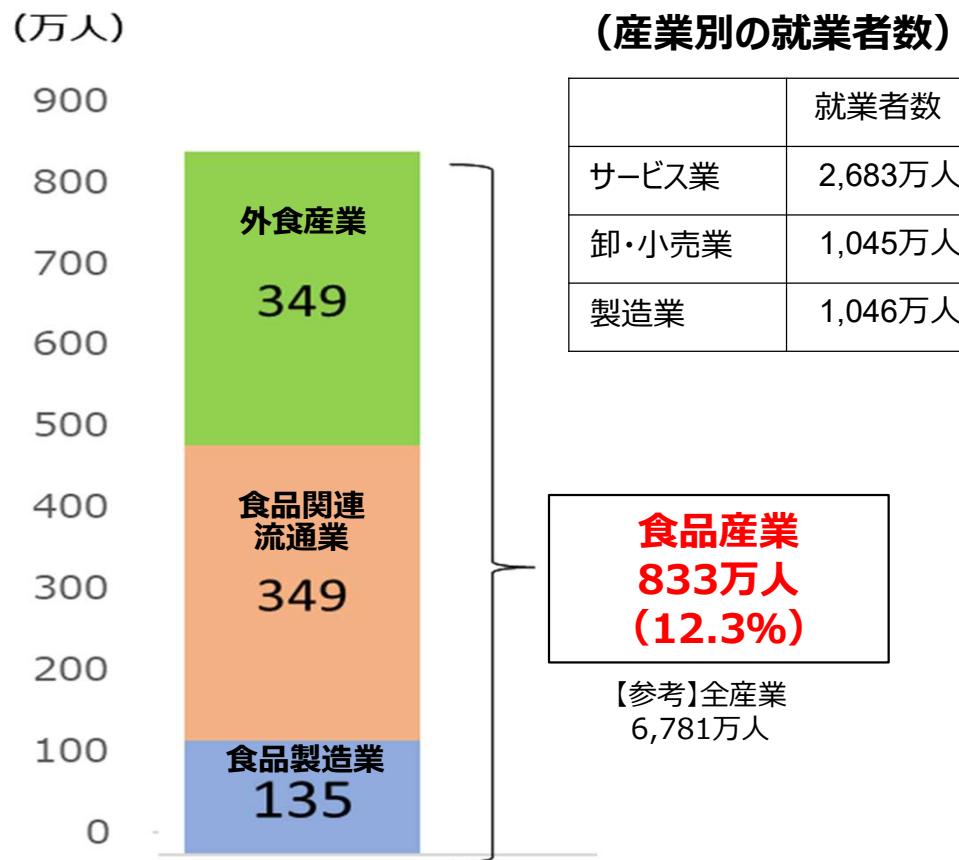
参考：農林水産省「平成27年（2015年）農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表」

注：（）内は金額で、単位兆円

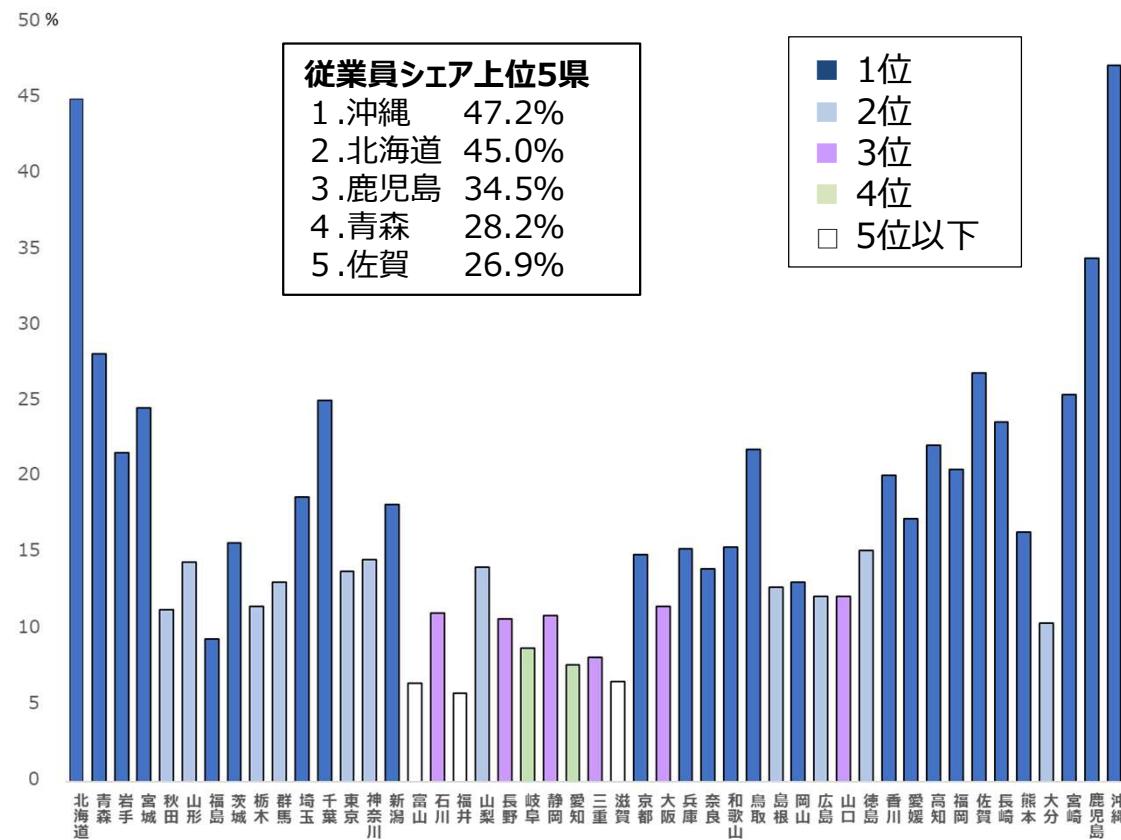
食料システムにおける食品産業の位置付け（地域の雇用）

- 食品産業の就業者数は**833万人**。全産業の就業者数の約**12%**を占める。
- 各都道府県において、数ある製造業の中でも、**食品製造業は従業員数の割合が高い**。特に、**北海道や九州など1次産業が盛んな地域において高いシェア**を占めるなど、食品産業は地域経済を牽引する重要な産業。

○就業者数（2024年）



○各都道府県の全製造業における食品製造業の従業員数のシェア（2021年）



出典：総務省「労働力調査」より農水省作成

注：サービス業は、「学術研究、専門・技術サービス業」「宿泊業、飲食サービス業」「生活関連サービス業、娯楽業」「教育、学習支援業」「医療、福祉」「複合サービス事業」「サービス業(他に分類されないもの)」の合計。
食品製造業は「飲料・たばこ・飼料製造業」を含まない。

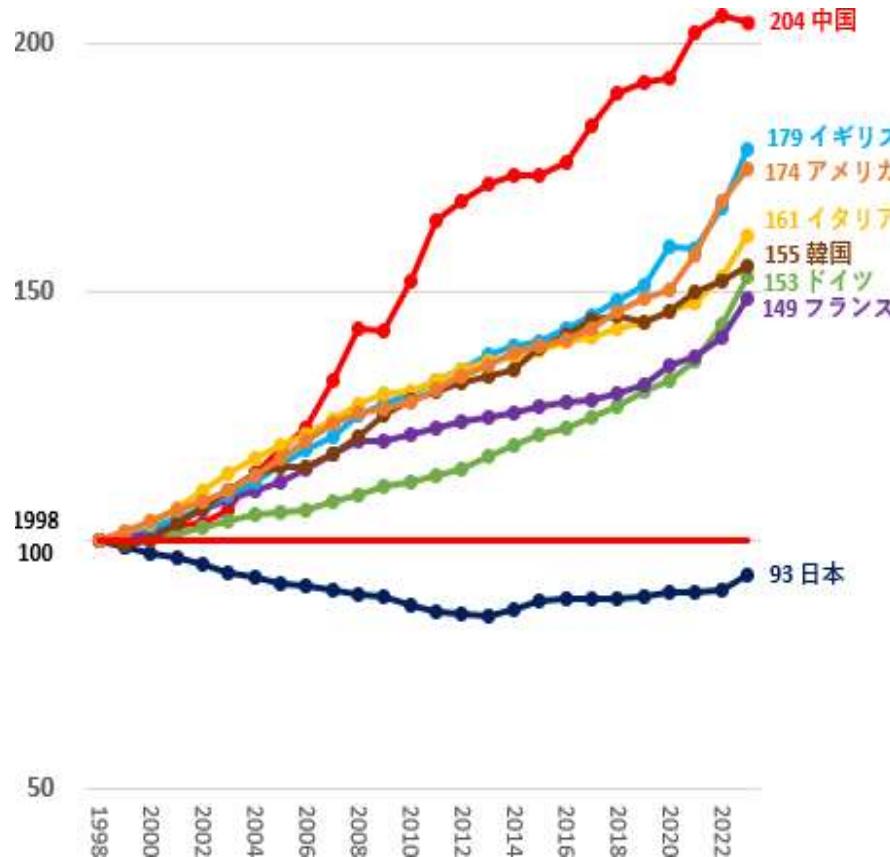
出典：経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」

注：1) 産業別集計（製造業）「地域変」のうち、従業者4人以上の事業所に関する統計表の数値
2) 食料品製造業には、飲料・たばこ・飼料製造業を含まない。

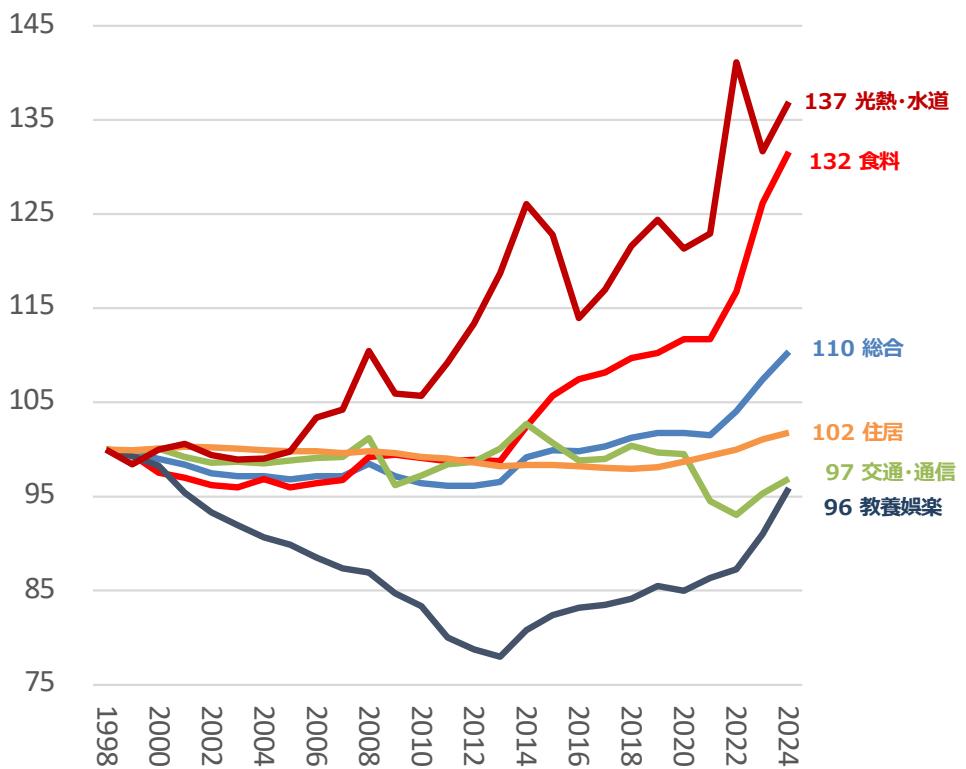
長期的な物価の動向

- GDPデフレータ（国内経済全体の物価動向）は、1998年以降、各国で上昇するも、日本では下降傾向で推移している。
- 食料の消費者物価指数は、長期のデフレ下にあって、低位に推移していたが、2014年以降上昇傾向に転じ、**2020年以降急騰**。

○ 各国におけるGDPデフレータの推移 (1998年=100)



○ 消費者物価指数の推移 (1998年=100)



資料：総務省「消費者物価指数」(2020年基準消費者物価指数)
注：資料では2020年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算

資料：THE WORLD BANK

注1：GDPデフレータは、(名目GDP) / (実質GDP) ×100で計算される、

消費だけでなく、設備投資や公共投資なども含めた国内経済全体の物価動向を表す包括的な指標。

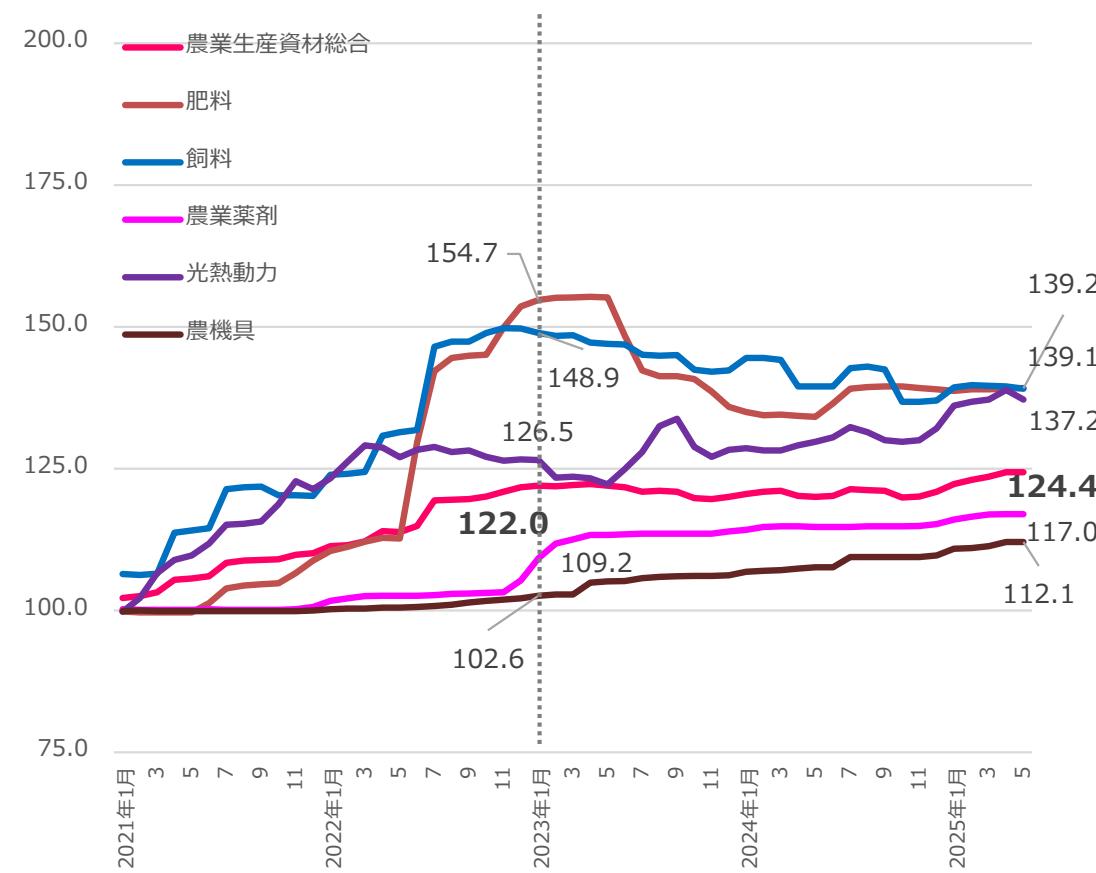
注2：資料では2015年=100とおいているものを、1998年=100とおいて計算。

農業生産資材・農産物価格の動向

- 農業生産資材の価格は、2021年頃から上昇傾向。特に肥料及び飼料の価格指数は、2022年に急上昇。2023年以降も引き続き高水準で推移。
- 農産物の価格は、鶏卵を除き、2022年の資材価格の上昇に遅れながら、2023年後半以降上昇。野菜、果実は変動が大きい。

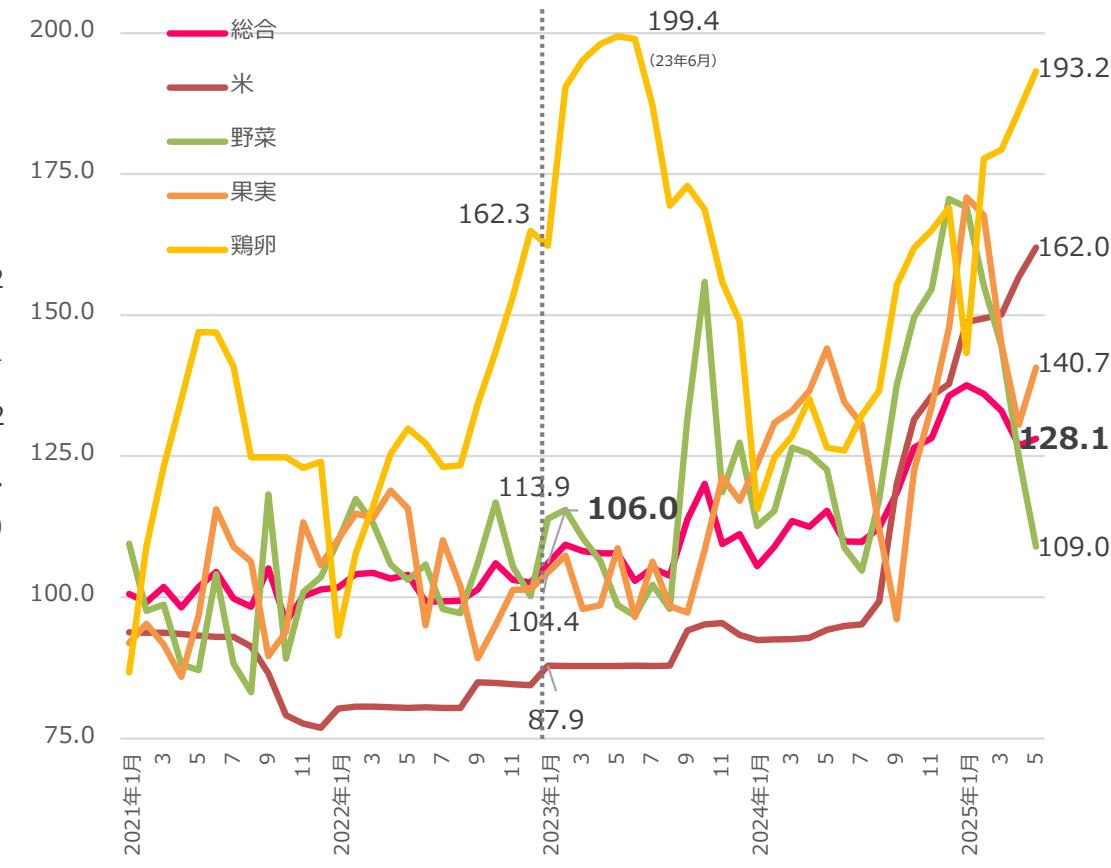
【農業生産資材価格指数の推移】(2020年=100)

(農業経営体が購入する農業生産資材の価格を指数化したもの)



【農産物価格指数の推移】(2020年=100)

(農業経営体が販売する農産物の価格を指数化したもの)



資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

資料：農林水産省「農業物価統計（2020年基準）」を基に作成

食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律の概要



背景

- 近年における世界の食料需給の変動、地球温暖化の進行、我が国における人口の減少その他の食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の変化に対応し、**食料安全保障の確保**、環境と調和のとれた食料システムの確立、農業の持続的な発展のための生産性の向上、農村における地域社会の維持等を図るため、**基本理念**を見直すとともに、関連する基本的施策を定める。

法律の概要

食料安全保障の確保

- (1) **基本理念**について、
 - ①「**食料安全保障の確保**」を規定し、その定義を「**良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態**」とする。
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が**重要**であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた**食料の供給能力の維持**が図られなければならない旨を規定。
 - ③**食料の合理的な価格の形成**については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその**持続的な供給に要する合理的な費用が考慮される**ようにしなければならない旨を規定。
- (2) **基本的施策**として、
 - ①**食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保**（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）
 - ②**収益性の向上**に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）
 - ③**価格形成における費用の考慮**のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) **新たな基本理念**として、**食料システム**については、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その**負荷の低減**が図られることにより、**環境との調和**が図られなければならない旨を規定。
- (2) **基本的施策**として、**農業生産活動、食品産業の事業活動**における**環境への負荷の低減の促進**等を規定。

農業の持続的な発展

- (1) **基本理念**において、**生産性の向上・付加価値の向上**により**農業の持続的な発展**が図られなければならない旨を追記。
- (2) **基本的施策**として、効率的かつ安定的な農業経営以外の**多様な農業者**による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した**生産性の向上**、農産物の**付加価値の向上**（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業体）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。

農村の振興

- (1) **基本理念**において、**地域社会が維持される**よう**農村の振興**が図られなければならない旨を追記。
- (2) **基本的施策**として、農地の保全に資する**共同活動**の促進、**地域の資源を活用した事業活動**の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。

施行期日

公布の日

合理的な費用を考慮した価格形成と持続的な食料システムの確立の一体的な検討

- 合理的な費用を考慮した価格形成に関する議論では、単にコスト上昇による価格転嫁を促すばかりでなく、**国産原材料の活用**や、有機農産物等を通じた**環境負荷の抑制**等により、**付加価値の向上**を併せて促進することを求める声。
- このため、**合理的な費用を考慮した価格形成**と、**持続的な食料システムの確立**を**一体**の取組として併せて検討。



合理的な費用を考慮した価格形成

- ① コストの把握・明確化
- ② コストを考慮した取引の実施 等

持続的な食料システムの確立

- ① 農林漁業者との安定的な取引関係の確立
- ② 流通の合理化
- ③ 環境負荷低減等の促進
- ④ 消費者の選択への寄与

※ ①～④には、技術の開発・利用の推進、事業再編を含む。



合理的な費用を考慮した価格形成を実現

食品の付加価値向上等の取組を促進



消費者の理解を得ながら、食料の持続的な供給を実現

食料システム法の概要

(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律及び卸売市場法の一部を改正する法律)



食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の一部改正

- 題名
「食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律」に改正。
- 目的

食品等事業者が食料システムにおいて農林漁業者と一般消費者をつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等事業者による事業活動の促進と食品等の取引の適正化をもって、農林漁業及び食品産業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資する旨規定。

1 食品等事業者による事業活動の促進

- (1) 食品等事業者が、次の事業活動に関する計画を作成。
 - ① 安定取引関係確立事業活動
(農林水産業と食品産業の連携強化)
 - ② 流通合理化事業活動 (流通の効率化、付加価値向上等)
 - ③ 環境負荷低減事業活動 (温室効果ガスの排出量の削減等)
 - ④ 消費者選択支援事業活動
(持続可能性に配慮した物の選択を消費者が行うことに寄与する情報の伝達等)
- ※ ①～④には技術開発利用、事業再編を含む。

- (2) 農林水産大臣が認定した場合、支援措置を実施。

- ① 日本政策金融公庫による長期低利融資
 - ② 農業・食品産業技術総合研究機構の研究開発設備の供用
- ※ このほか、税法にて、中小企業経営強化税制、カーボンニュートラル投資促進税制等の税制特例

2 食品等の取引の適正化

- (1) 農林水産大臣が、食品等取引実態調査を実施。
- (2) 飲食料品等事業者・農林漁業者は、次の措置を講ずるよう努力。
 - ① 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出がされた場合、誠実に協議。
 - ② 持続的な供給に資する取組 (商慣習の見直し等) の提案があつた場合、検討・協力。
- (3) 農林水産大臣が、事業者の行動規範 (判断基準) を策定。
- (4) 農林水産大臣は、次の措置を実施。
 - ① 適確な実施を確保するため必要な場合、指導・助言を実施。
 - ② 実施状況が著しく不十分な場合、勧告・公表を実施。
(勧告の実施に必要な場合、報告徴収・立入検査を実施。)

※ 不公正な取引方法に該当する事実がある場合、公取委に通知。

- (5) 農林水産大臣が、取引において、通常、費用を認識しにくい飲食料品等を指定。その費用の指標の作成・公表等を行う団体を認定。

卸売市場法の一部改正

- 中央卸売市場・地方卸売市場の開設者は、指定飲食料品等、その費用の指標等を公表。



- 令和7年3月7日に、食料システム法案が**閣議決定**。
- 4月17日から、衆議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 5月15日に、**衆議院本会議**で採決され、**可決**。

賛成会派は、自由民主党・無所属の会、立憲民主党・無所属、日本維新の会、国民民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、有志の会。
- 5月30日から、参議院本会議及び農林水産委員会において審議。
- 6月11日に、**参議院本会議**で採決され、**可決・成立**。

賛成会派は、自由民主党、立憲民主・社民・無所属、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、沖縄の風。



【指定品目】

- 指定飲食料品等については、認定指標作成等団体が公表するコスト指標を活用した取引の適正化の必要性等を踏まえ、食料・農業・農村政策審議会等での議論を経て、順次対象品目を定めること。特に、現在食料システムの関係者が一堂に会して協議が進められている**米、野菜、飲用牛乳、豆腐・納豆**については検討を速やかに進め、対象品目として定めること。（衆・参 附帯決議）

【費用の考慮・商慣習見直し】

- 持続的な食料供給の実現を図るために、**持続的な供給に要する費用の考慮**や納品期限の緩和を始めとする**持続的な供給に資する商慣習の見直し**を進めることが重要であることから、こうした取組が食料システムの幅広い関係者において実施されるよう、食品等取引実態調査をきめ細かく行い、実態を把握した上で、農林漁業者や食品等事業者に対する指導・助言等を適切に実施すること。（衆・参 附帯決議）

【消費者理解】

- 持続的な供給に要する費用の考慮や商慣習の見直しには、消費者の理解が必要不可欠となることから、本法で措置されている食品等事業者による消費者選択支援事業活動や、国による普及啓発活動等の実施などを通じ、**官民一体で消費者の理解醸成に努めること**。（衆・参 附帯決議）

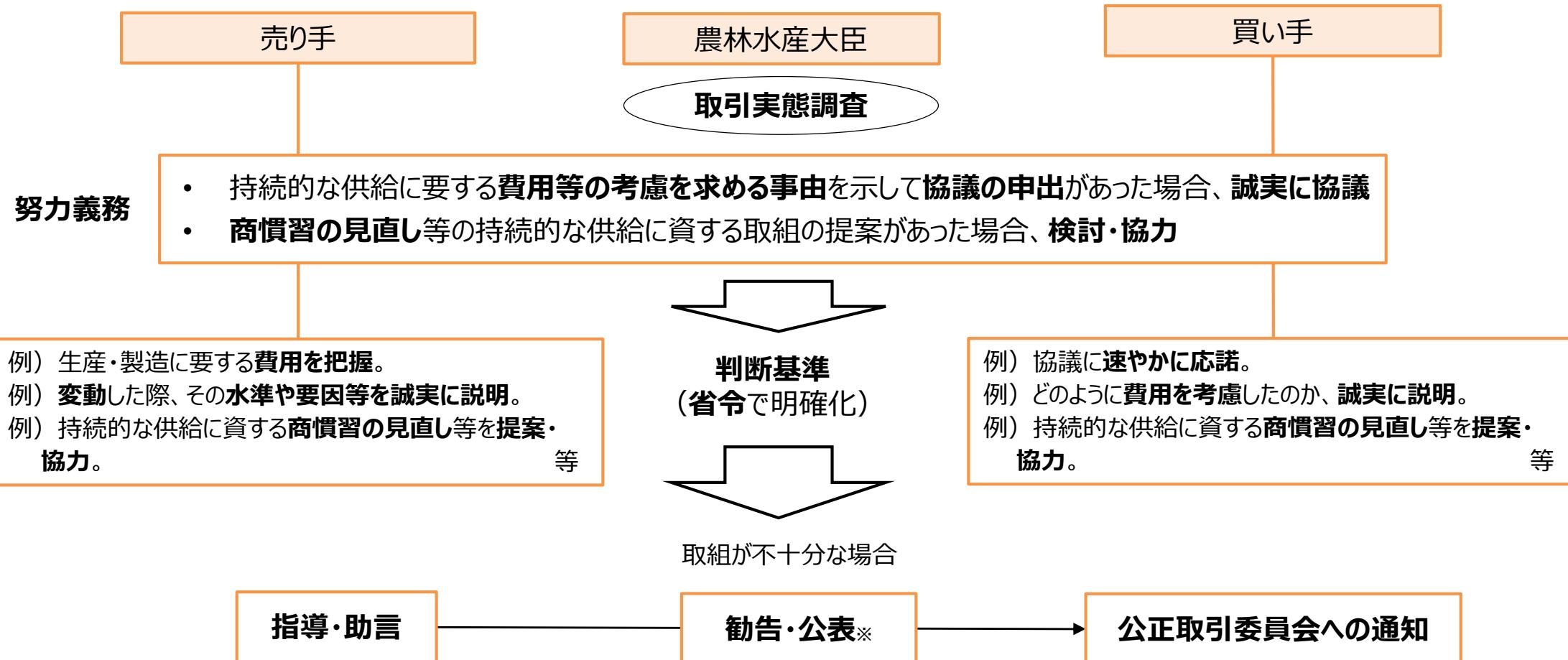
2 合理的な費用を考慮した価格形成



規制的措置（全体像）

- 最終的な取引条件は**当事者間で決定**という自由主義の前提を維持した上で、飲食料品等事業者等の「**努力義務**」を明確化。
 - ① 持続的な供給に要する**費用等の考慮を求める事由**を示して**協議の申出**があった場合、**誠実に協議**
 - ② **商慣習の見直し**等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、**検討・協力**
- 農林水産大臣が、努力義務に対応した「**行動規範**」（**判断基準**）を省令で明確化。取組が不十分な場合等は、**指導・勧告等**。

【新たな仕組み】 需給や品質を基本としつつ、**合理的な費用を「考慮」** ～規制的措置の導入～



※ 勧告に必要な限度において、報告徴収・立入検査（罰則あり）を実施。 12



- 令和7年10月以降、食料システム法に基づき、食品等の取引の適正化が図られるよう、食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況などの実態を把握するため、新たに、食品等取引実態調査を実施。

食品等取引実態調査（概要）

- ・ **調査対象** 食品等の取引を行う食品等事業者、農林漁業者等
 - ・ **調査内容** 食品等の取引の状況、取引条件に関する協議の状況等
 - アンケート調査 全国約2万の事業者に調査票を送付（Webによる回答）
※調査先は、業種、企業規模等に偏りがないよう選定（無作為抽出）
 - ヒアリング調査 全国の事業者から広くヒアリングを実施
(問題となりそうな事例、他社の参考になる改善事例・優良事例などを聴取)
 - ・ **調査時期** 令和7年10月頃～
- ※ 調査結果は、取りまとめの上、個社を特定できない形で公表予定。
※ 調査結果に基づき、食品等事業者及び農林漁業者に対する指導・助言を行うほか、今後の施策の見直し等に活用。

➤ 今後、アンケート調査、ヒアリング調査の協力依頼が届いた際には、御協力をお願いします。

規制的措置の流れ

- 食料全般に関して、実態調査を実施。努力義務・判断基準に照らして取組が不十分な場合、規制的措置を実施。

《取引実態調査》

- 食料全般に関する実態調査に基づき、費用、取引価格等を把握。

《努力義務》～規制的措置として導入～

- 持続的な供給に要する費用等の考慮を求める事由を示して協議の申出があった場合、誠実に協議。
- 商慣習の見直し等の持続的な供給に資する取組の提案があった場合、検討・協力。

《判断基準》

売り手

買い手

～詳細は省令で規定～

《指導・助言》

- 適確な実施を確保するため必要な場合、当該食料関係事業者を対象に指導・助言を実施。

《報告・立入検査》

- 勘告に必要な場合、報告を求め、立入検査を行い、実態を詳細に把握。

《勧告・公表》

- 実施状況が不十分な場合、実態の改善を勧告。勧告に従わない場合、事業者名、勧告した旨を公表。

《公正取引委員会への通知》

- 不公正な取引方法に該当する事実があると考えるときには、公正取引委員会に通知。



《参考》 不十分な取組のイメージ

- 判断基準に照らして取組が不十分な場合の**代表的な適用対象**は、以下のようなものを想定。

【価格交渉の拒否】

- 売り手からコスト上昇やコスト指標の変動を理由とした価格交渉を申し入れたにも関わらず、**協議に一切応じない**。
- 費用の考慮に関する見解について説明を求めても、**一切回答がない**。
- 価格交渉に際し、**過度に詳細な費用の内訳の提出**を求められ、費用の考慮の状況に関する見解について説明がない。



【補助金等を理由とする値引き要請】

- 売り手の支援を目的とした国による**補助金等の支援措置**を理由とした**当該支援分等の値引き要請**を行う。



【納品価格の一方的な決定】

- 消費者の値頃感等を理由として、**コストを著しく下回る価格**での納入を**一方的に**求めることが**常態化**している。



【商慣習の改善に対する一方的な非協力】

- 人手不足、物流コストの上昇等を背景とした納品頻度の削減等に対し、**商品で常時棚を埋めることを過剰に優先し、一方的に協力しない**。



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

- 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

1 事業者としての取組方針の明確化 誠実協議 商慣習

→ 法第36条各号に掲げる措置に関し、事業者としての取組の方針を明確化するとともに、従業員への周知など当該取組の実施のために必要な措置を講ずること。

- 本社（経営トップ）の関与（労務費指針）

2 協議の申出に当たっての根拠の説明 誠実協議

→ 協議の申出に当たっては、公表資料、認定指標作成団体が公表するコスト指標その他を用いて、供給に要するコストなど「考慮を求める事由」の根拠となるべき事項を説明すること。

3 協議の速やかな開始 誠実協議

→ 取引の相手方から協議の申出がされた場合には、速やかに協議を開始すること。
→ 取引の相手方から定期的な協議の要請があった場合には、取引上の慣行に応じて適切な頻度で協議を実施すること。

- 要請があれば協議のテーブルにつくこと（労務費指針）



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

- 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

4 協議における公表資料の尊重 誠実協議

- 協議においては、公表資料による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
 - 指定飲食料品等については、認定指標作成団体が公表するコスト指標による説明は、合理的な根拠があるものとして尊重すること。
- 説明・資料を求める場合は公表資料とすること（労務費指針）

5 協議における必要な説明等の実施 誠実協議

- 協議においては、費用の考慮の状況その他の取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行うこと。
- 必要に応じ考え方を提案すること（労務費指針）

6 協議において説明なく取引条件の一方的な決定を行わないこと 誠実協議

- 協議において取引の相手方が求めた事項について必要な説明又は情報の提供を行わず、価格その他の取引条件を一方的に決定することを行わないこと。
 - 合理的な根拠を説明せず、
 - ・ コストを著しく下回る納入価格を一方的に決定すること
 - ・ 補助金等を理由に納入価格の引下げ（減額）を一方的に決定することなどが上記に該当する。
- 協議を適切に行わない代金額の決定の禁止（改正下請法第5条第2項第4号）

判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

- 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

7 持続的な供給に資する取組の提案についての検討等 商慣習

- 取引の相手方から、持続的な供給に資する取組の提案がされた場合には、速やかに必要な検討及び協力をを行うとともに、当該提案をした取引の相手方の求めに応じ、その検討状況等について必要な説明又は情報の提供を行うこと。
- 持続的な供給に資する取組の提案に該当するものの例示は、以下のとおり。
 - ① 納品期限の緩和についての提案（1/3ルールの見直しの提案）
 - ② 発注を早期に行うことについての提案（リードタイムの延長の提案）
 - ③ 日付逆転品の納品禁止の見直しについての提案
 - ④ 賞味期限等が混合した商品の納品禁止の見直しについての提案
 - ⑤ 欠品に伴う金銭的ペナルティの見直しについての提案
 - ⑥ 標準仕様パレット（11型パレット）その他の標準化された規格に適合するパレットの使用についての提案
 - ⑦ 物流に係るデータの標準化の実施についての提案
 - ⑧ 納品頻度（回数）の削減についての提案
- 納品期限を緩和すること、発注を早期に行うことその他の食品廃棄物の発生の抑制の円滑な実施に資する措置の実施に努めること
(食品リサイクル法判断基準)
- 標準仕様パレットその他標準化された規格に適合するパレットを使用することその他の措置により、荷役等の効率化を図ること
- 物資の流通に係るデータの標準化を実施することその他の措置により、効率化のための取組の実施の円滑化を図ること
- 貨物の受渡しを行う日、時刻等の集約を図ることその他の措置により、貨物の出荷量等の適正化を図ること
(物流効率化法判断基準)



判断基準に盛り込むべき事項についての検討項目

- 今後、判断基準に盛り込むべき事項として、以下に掲げる項目を検討中。

判断基準の検討項目

8 協議の申出等を理由とする不利益取扱いを行わないこと 誠実協議 商慣習

- 取引条件に関する協議の申出又は持続的な供給に資する取組の提案がなされたことを理由として、当該取引の相手方に対して、取引数量の削減、取引の停止その他の不利益な取扱いを行わないこと。
- 労務費の転嫁を求められたことを理由として、取引を停止するなど不利益な取扱いをしないこと（労務費指針）

9 交渉記録の作成 誠実協議 商慣習

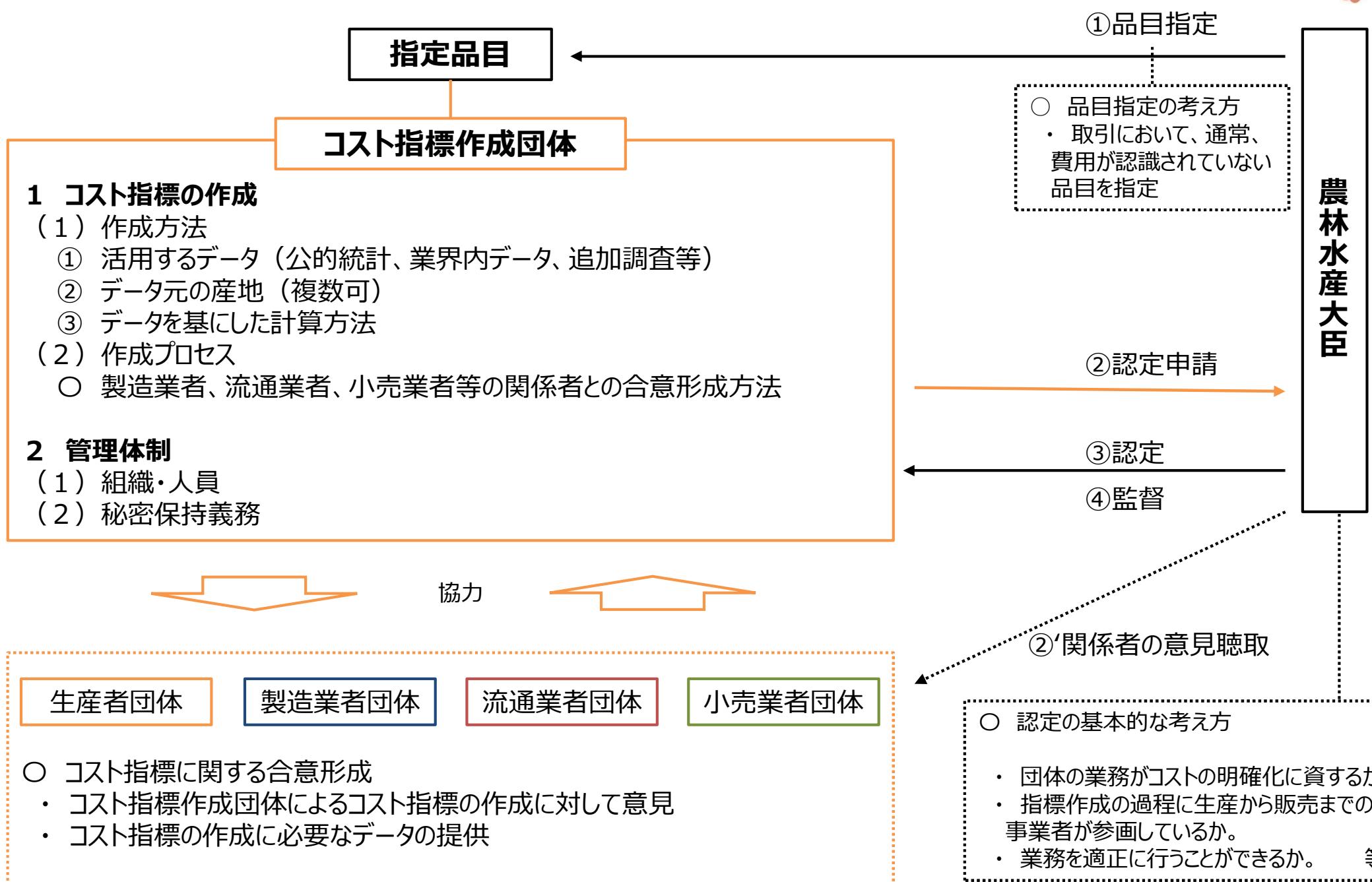
- 2～8の措置の実効性を確保するため、交渉の記録を作成し、取引当事者双方で保管すること。
- 交渉記録の作成、発注者と受注者の双方での保管（労務費指針）

10 消費者理解のための情報提供 誠実協議 商慣習

- 持続的な供給に要する合理的な費用を考慮した飲食料品等の選択に資するよう、消費者理解のための情報の提供に配慮すること



品目の指定／コスト指標の作成



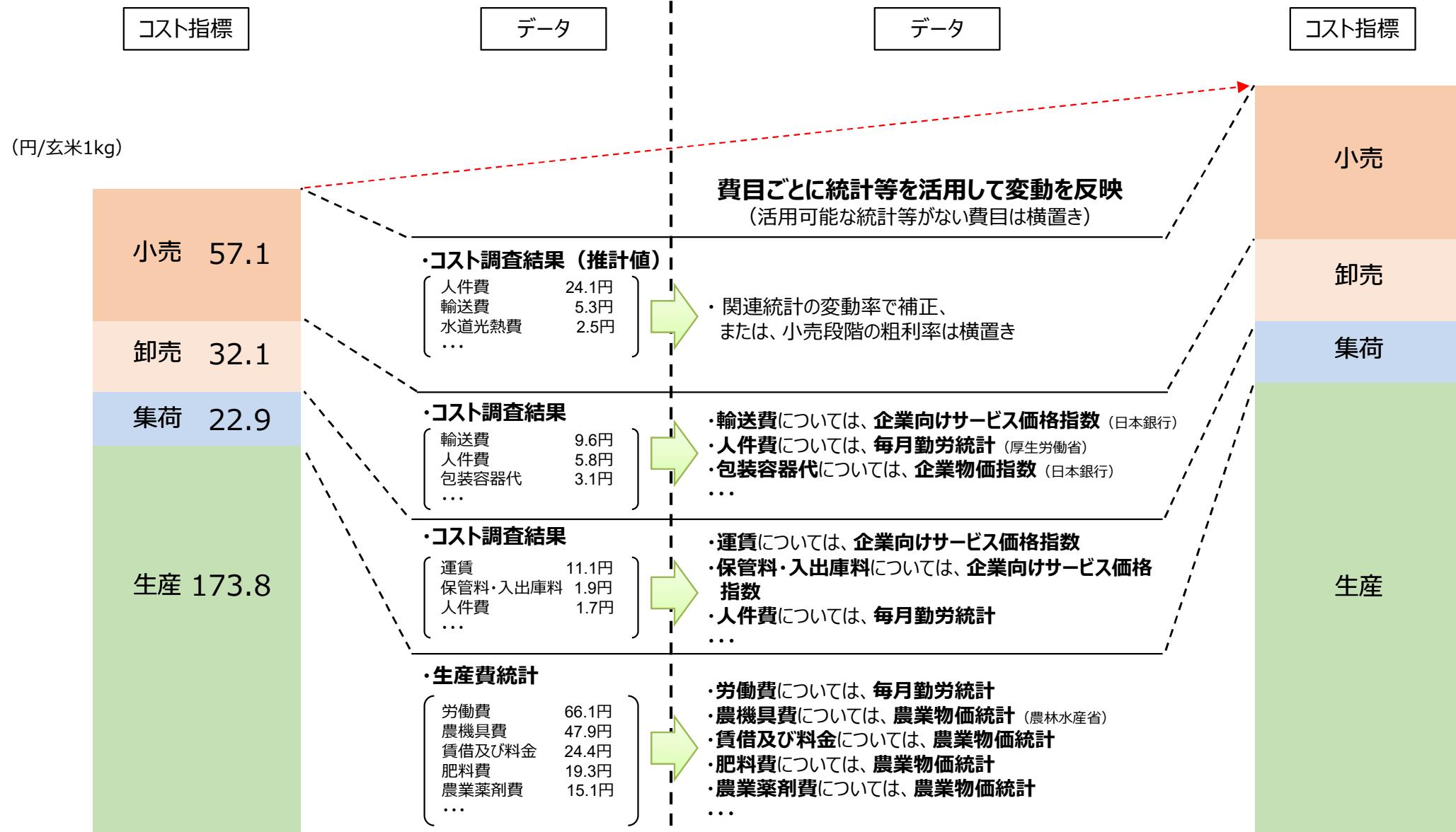
- 米、野菜、豆腐・納豆の各WGにおける議論を踏まえ、今後のコスト指標作成に当たって整理すべき事項とその基本的な考え方は、以下のとおり。

整理すべき事項	基本的な考え方
<p>【指標の基本的な内容】</p> <p>✓ どのようなコスト指標を目指すか。</p>	<p>○ 一定の前提条件を置いて、生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の実額コスト（注）を算出し、これをコスト指標とする。その際、基準年の指標を作成した上で、直近の指標は費用ごとに物価統計等を活用して変動を反映させて作成する。</p> <p>注：物財費、機械施設費、光熱費、輸送費、保管料、労務費（雇用労働費、家族労働費）など、生産、集出荷、卸売、小売等の各段階の持続的な供給に要するコストの積み上げにより算出する。</p>
<p>【コスト算出の前提条件】</p> <p>✓ コストの算出の前提条件をどのように設定するのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 想定する品目 ・ 想定する産地・作型（例：主産地の主要な作型） ・ 想定する販売地（例：首都圏で販売） ・ 想定する収量（例：基準年の収量として5か年平均値） 	<p>○ コストの算出の前提条件は、できる限り品目ごとの実情を反映、コスト指標が多くの取引において参照されるよう、一定の代表性が確保されるように設定する。その際、収集できるデータをはじめとする限られたリソースの中で、コスト指標の算出が可能となるように前提条件を設定する必要がある。</p>
<p>【指標作成の頻度・時期】</p> <p>✓ コスト指標の作成・更新・公表の頻度と時期はいつにするのか。</p>	<p>○ 品目の価格交渉時期や収穫期の実態を踏まえ、1年に1回(P)、作成・更新・公表する。また、コストの急変等、大きな状況変化があった場合には、臨時に更新・公表する。</p>

整理すべき事項	基本的な考え方
<p>【指標作成に活用するデータ】</p> <p>✓ 指標作成に活用する公表資料は何か。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 活用する公的統計は何か。 ・ 国のコスト調査を活用するのか。 ・ 業界の公表資料等、その他指標作成に当たって活用する既存のデータは何か。 <p>✓ コスト指標作成団体として、自ら収集するデータは何か。当該データの収集方法、収集範囲、秘密保持等をどのようにするのか。</p>	<p>○国が行うコスト調査の結果や公的統計、公表された民間の業界データ等、可能な限り既存のデータを活用する。</p> <p>○既存のデータだけでは不足する情報は、コスト指標作成団体の独自の調査等により収集することとなるが、この場合には、限られたりソースの中で実施可能な調査手法を選択していく必要。</p>
<p>【指標の公表の範囲・方法】</p> <p>✓ 指標の公表方法はどのようにするのか。</p> <p>✓ 公表する数値の範囲、内容等はどのようにするのか。</p>	<p>○ホームページに掲載するなど、消費者が広く閲覧できる形で公表する。この場合、コストの内訳をどこまで詳細に公表するかなど、公表内容は適切に選択していく必要。</p>
<p>【その他】</p> <p>✓ 今後の指標の見直し・拡充について、どのように考えるのか。</p>	<p>○まずは、典型的なコスト指標を策定し、順次、バリエーションを細分化する等、段階を追って内容を拡充していく。</p>



【基準年】
(例: 令和4年産)

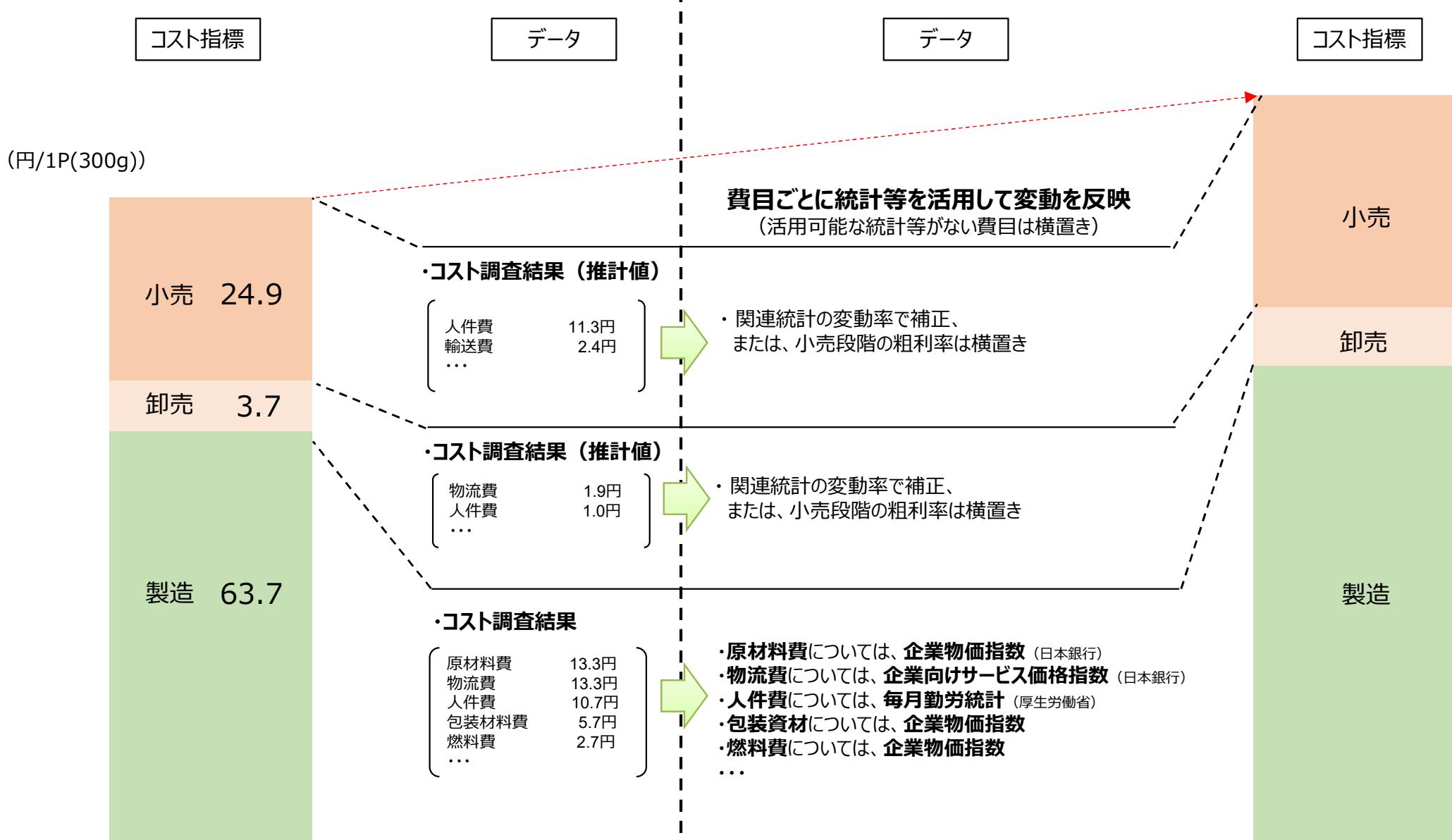


(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。



【基準年】
(例: 令和5年度)

【直近年 (月) 】



(注) 上記はコスト指標のイメージであり、コスト指標の詳細は今後検討。

【基準年】
(例: 令和5年度)

コスト指標

(円/1kg)

小売	25.1
仲卸	12.9
卸売	7.7
集出荷	29.9
生産	69.9

データ

・コスト調査結果（推計値）

11.2円
2.4円

費目ごとに統計等を活用して変動を反映
(活用可能な統計等がない費目は横置き)

・コスト調査結果（推計値）

6.0円

・関連統計の変動率で補正、
または、小売段階の粗利率は横置き

・コスト調査結果

3.4円
1.0円

・人件費総額については、毎月勤労統計（厚生労働省）
・物流関係費については、企業向けサービス価格指
（日本銀行）

・コスト調査結果

15.4円
6.0円

・出荷運送料については、企業向けサービス価格指
・包装・荷造材料費については、企業向けサービス価
格指

・コスト調査結果

14.1円
8.2円
7.7円
5.0円

・労務費については、毎月勤労統計
・農薬費については、農業物価統計
・肥料費については、農業物価統計
・種苗費については、農業物価統計
...

【直近年（月）】
(令和〇年産)

データ

データ

コスト指標

小売

仲卸

卸売

集出荷

生産

3 令和8年予算概算要求における 関連予算



合理的な価格の形成

令和8年度予算概算要求額 928百万円（前年度 58百万円）

＜対策のポイント＞

食料の持続的な供給に向けて、合理的な費用を考慮した価格形成及び消費者への理解醸成を図る関係者の取組を後押しします。

＜事業目標＞

農業・食料関連産業の国内生産額の増加（125兆円 [令和5年概算値] → 150兆円 [令和12年度まで]）

＜事業の内容＞

1. コスト調査、取引実態調査

250百万円（前年度 52百万円）

- ① コスト指標の作成や消費者の理解醸成を促進するため、食品等を対象に、産地や生産方式の違い等も踏まえ、**食料システムの各段階のコスト構造や取引価格の調査**を行います。
- ② 食品等の取引における**価格交渉・価格転嫁の状況、取引における課題、事業者の経営概況等**について、食料システムの関係者を対象に、**取引実態調査**を行います。

2. コスト指標作成等実証支援

147百万円（前年度 -）

コスト指標を活用した取引を定着させるため、**コスト指標の作成のための合意形成**を図る取組、コスト指標等を用いた**消費者理解を促す取組の実証**を支援します。

3. 消費者の理解醸成のための広報

300百万円（前年度 -）

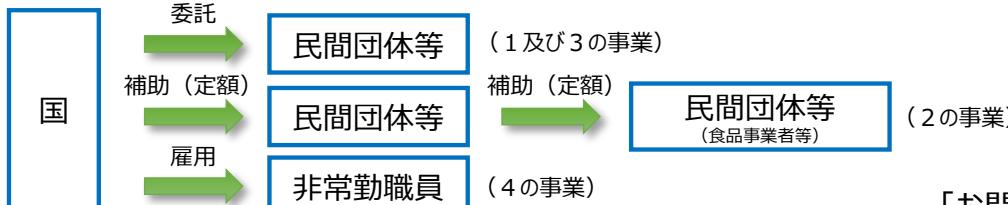
食料の持続的な供給の必要性等について、消費者の理解醸成を図るため、**食料の生産・製造・流通に関わる実態や、コスト構造等について情報発信**し、コストの見える化の取組を推進します。

4. フードGメン活動の推進

231百万円（前年度 6百万円）

農林漁業者・食品事業者の取引の状況をきめ細かに把握するため、フードGメンによるヒアリング等を実施します。

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

1. コスト調査、取引実態調査



- ① コスト構造や取引価格の調査
- ② 価格交渉状況等の取引実態調査

2. コスト指標作成等実証支援

関係者の合意形成



消費者理解を促す取組例：
店頭での情報発信、検証



コスト指標作成のための合意形成、
消費者理解を促す取組の実証

3. 消費者の理解醸成のための広報



食料の生産・製造・
流通に関わる実態や、
コスト構造及びその背
景事情等の情報発信

4. フードGメン活動の推進

農林漁業者
・
食品事業者

ヒアリング等により、
取引状況を
きめ細かに把握



国 → 雇用 → フードGメン

農林水産物・食品の生産・製造・流通・小売業に 携わっている皆様へ

食料の生産と消費をつなぐ「食料システム」の持続性を確保するため
新しい法律が創設されました。

食料システム法 概要パンフレット



〔食品等の持続的な供給を実現するための食品等事業者による
事業活動の促進及び食品等の取引の適正化に関する法律〕

はじめに ～食料システム法の背景について解説します～

近年、農業の資材費や食品の原材料費等が高止まりし、食料の持続的な供給が困難に。

食料安全保障の確保を図る観点から、新たな「食料システム法」を制定。

食料システム法の第1の柱
～合理的な費用を考慮した価格形成～

持続的な供給に要する費用を考慮した価格形成を進め、コストを下回る価格での取引を抑止

食料システム法の第2の柱
～食品産業の持続的な発展～

国産原材料の活用や環境負荷の抑制等に取り組む食品産業の事業者への支援

合理的な価格形成の実現

食品の付加価値の向上

消費者の理解を得ながら、食料システム全体で食料の持続的な供給を実現

合理的な費用を考慮した価格形成（令和8年4月以降を予定）

今回の改正のポイント

- ① 食料全般の取引を対象として、取引の適正化に係る努力義務が課されます。
- ② 努力義務に対応した行動規範として、農林水産大臣が判断基準を定め、これに基づき、大臣による指導・助言等の措置が講じられます。
- ③ 農林水産大臣が指定した品目について、大臣が認定した団体がコスト指標を作成します。
- ④ こうした措置により、食品等の取引において費用の考慮を促し、コスト割れを抑止することが本法案の目的です。

注目ポイント① 事業者の努力義務

食料全般を対象に以下の2つの努力義務が課されます。

- ① 持続的な供給に要するコスト等の考慮を求める事由を示して、協議の申出がされた場合、誠実に協議
- ② 商慣習の見直しなど、持続的な供給に資する取組の提案があった場合の検討・協力

取引当事者間で①②の努力義務を通じ
実質的かつ誠実な協議等を促進

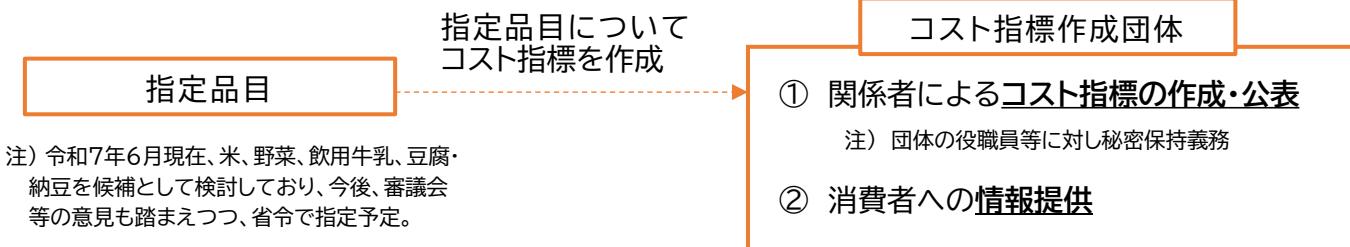
注) 努力義務を踏まえた事業者の行動規範(判断基準)については、今後、審議会等の意見も踏まえつつ、省令で具体化予定。

農林水産大臣が「食品等取引実態調査」を実施。
必要に応じて、指導・助言または勧告・公表。

注) 不公正な取引方法に該当する場合は、公正取引委員会に通知。

注目ポイント② コスト指標の作成・活用

農林水産大臣が指定した品目について、団体がコスト指標の作成・公表を行い、コスト指標を活用した制度の運用を行います。



取組が不十分な場合のイメージ

以下のケース等について、取組が不十分であるとして、農林水産大臣の指導・助言等の措置の対象となり得ます。

- ① コストの上昇を説明したにもかかわらず、一方的に価格交渉を拒絶する
- ② 補助金等の支援措置を理由に、一方的に値引きを行う
- ③ 消費者の値頃感を理由に、一方的に納品価格を決める
- ④ 商慣習の改善に関する提案があるにもかかわらず、一方的に協力しない

食品産業の持続的な発展(新たな計画認定制度)（令和7年10月以降を予定）

今回の改正のポイント

- ① 食品産業の事業者が、生産者との安定的な取引関係の確立などの取組を行う計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けた場合、各種支援・特例措置を受けることが可能です。
- ② こうした支援措置により、事業者の取組を後押しし、食品産業の持続的な発展を図ることが本法案の目的です。

制度の対象とスキーム

- ① 食品製造業者、食品卸売業者、食品小売業者、外食業者の皆様が対象となります。
- ② 以下の4つのうちいずれかの取組を行う計画が認定対象です。



01 生産者との安定的な取引関係の確立

取組事例

- ・ 新たな産地との原材料調達に関する契約の締結
- ・ 農林漁業者への出資

02 流通の合理化

取組事例

- ・ 労働生産性向上のための設備の導入
- ・ 新規需要先開拓のための新たな事業所の整備

03 環境負荷の低減

取組事例

- ・ 食品の製造過程における食品ロスの削減
- ・ 食品廃棄物の利活用

04 消費者に選ばれるための情報提供

取組事例

- ・ 製品のサステイナビリティ情報の消費者への発信
- ・ 食品のコスト構造の見える化

筆記 01～04のための 技術の研究開発 や 事業再編 も、認定の対象となります。

取組事例

- ・ 資源循環に対応した食品容器包装の開発（研究開発）
- ・ 地元農家から主に原材料を調達する豆腐製造業者の株式取得（事業再編）

認定による主なメリット

資金調達支援	中小企業者に対する長期・低利の融資 融資を受ける際の債務保証
税制優遇	中小企業の設備投資に対する税制優遇 脱炭素化に向けた投資に対する税制優遇
研究開発	農研機構の所有する研究開発設備の利用

Q & A

Q この制度はいつからスタートするのですか？

A 計画認定制度は令和7年10月以降、価格形成に関する制度は令和8年4月以降を予定しています。

お問い合わせ先

農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 新事業・食品産業政策課 企画グループ

TEL(直通): 03-6744-2278

Address: 〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

関連URL

● 食料システム法

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/250623.html>



● 食品産業の持続的な発展に向けた検討会<計画認定制度関係>

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/jizoku/index.html>



● 適正な価格形成に関する協議会

<取引適正化関係>

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/ka_kaku_keisei/imdex.html



● 農林水産省 適正取引推進のページ

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/te_kiseitorihiki.html

